

令和6年度

広島県教育委員会免許法認定講習

広島県教育委員会
広島市教育委員会

令和6年5月

令和6年度広島県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、教育職員等に対し、免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 名称

令和6年度広島県教育委員会免許法認定講習

3 主催

広島県教育委員会・広島市教育委員会

4 開設科目及び日程等

令和6年度広島県教育委員会免許法認定講習講座一覧表(別紙1)のとおり

5 場所

- (1) 広島大学教育学部講義室(東広島市鏡山一丁目1-1)
- (2) 広島文化学園大学坂キャンパス講義室(安芸郡坂町平成ヶ浜3-3-20)
- (3) 広島県庁会議室(広島市中区基町10番52号)

6 講義時間等

- 9:00 オリエンテーション
9:15 講義開始
16:45 講義終了

7 受講対象者

- (1) 幼稚園教諭二種免許状を保有し、幼稚園教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第3による取得希望者)
- (2) 幼稚園教諭普通免許状を保有し、小学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第8による隣接校種二種免許状取得希望者)
- (3) 小学校教諭二種免許状を保有し、小学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第3による取得希望者)
- (4) 小学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第8による隣接校種二種免許状取得希望者)
- (5) 中学校教諭二種免許状を保有し、中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第3による取得希望者)
- (6) 中学校教諭専修または一種免許状を保有し、中学校教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第4による他教科免許状取得希望者)
- (7) 中学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第4による他教科免許状取得希望者)
- (8) 中学校教諭普通免許状を保有し、小学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第8による隣接校種二種免許状取得希望者)
- (9) 高等学校教諭普通免許状を保有し、中学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする教員(免許法別表第8による隣接校種二種免許状取得希望者)
- (10) 養護教諭二種免許状を保有し、養護教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする養護教員(免許法別表第6による取得希望者)
- (11) 栄養教諭二種免許状を保有し、栄養教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする栄養教諭(免許法別表第6の2による取得希望者)
- (12) 管理栄養士又は栄養士(管理栄養士養成施設の課程修了)の免許状を保有し、栄養教諭一種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする学校栄養職員(免許法附則第17項による取得希望者)

- (13) 栄養士の免許状を保有し、栄養教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得しようとする学校栄養職員（免許法附則第17項による取得希望者）
- * (1)～(13)のいずれにおいても、県外の教員・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員については、定員に余裕のある講座に限り受講できるものとする。

8 単位の認定

- (1) 県で定めた授業時数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に1単位を授与する。
- (2) 理由のいかんにかかわらず、5分の4以上の出席がなければ不合格とする。
- (3) 台風等の不可抗力により講習を中止した場合も(2)と同様の取扱いとする。

9 受講料等

- (1) 受講料（広島県手数料条例別表）1講座につき 2,000円
納付方法については、「11 受講料の納付について」のとおり。
※原則、既納の受講料は返還しない。但し、主催者の判断で中止した場合には、この限りではない。
- (2) 教材等
教材費等の実費についても受講者の負担とする。

10 申込方法（※10 申込方法から 12 受講の決定までの一連の流れは別紙2を参照。）

- (1) 受講の申込みは、必ず所属長の許可を得た後に、「広島県電子申請システム」から行う。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17894

【QRコード】



※「広島県電子申請システム」を利用できない場合は、別途(3)問い合わせ先に問い合わせてください。

※申し込みの際、整理番号及びパスワードを必ず控えておいてください。納付情報の確認や受講決定通知書・受講票ダウンロード等申込内容を照会する際に必要となります。

- (2) 申込期間 **令和6年5月29日(水) ～ 令和6年6月21日(金) 17:00**

- (3) 問い合わせ先

〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会 義務教育指導課 教育指導担当 TEL (082) 513-4974

11 受講料の納付について

- (1) 「広島県電子申請システム」の申込内容照会画面に掲載された納付情報をもとに Pay-easy(ペイジー)・クレジットカード・QRコード決済等を利用して電子納付を行う。

納付期限 **令和6年7月12日(金) 正午 ※厳守**

- (2) 納付期限までに納付できなかった場合、原則として受講決定できないので留意すること。

12 受講の決定

- (1) 受講料の納付を確認後、受講決定をする。
- (2) 受講申込者が定員を超過した場合は、申込講座数、実務経験年数、単位修得状況等を考慮し、受講可否を決定する。
- (3) 受講希望者が少ない科目については開設を取りやめることがある。
- (4) 令和6年7月19日(金)15:00以降、「令和6年度広島県教育委員会免許法認定講習受講決定通知書・受講票」を「広島県電子申請システム」の申込内容照会画面でダウンロードし、自身の受講する講座を確認すること。

13 その他

- (1) 台風等の不可抗力により講習日等を変更する場合がある。
- (2) 受講申込者がやむを得ない事情で受講できなくなった場合は、申込先へ速やかに連絡すること。
- (3) 時間割、必要な持参品、事前準備等、この要項に定めた以外の事項については、広島県教育委員会ホームページ「令和6年度広島県教育委員会免許法認定講習」に令和6年7月19日(金)に掲載するので、それぞれの受講する講座ごとに必ず確認すること。
- (4) 宿泊、昼食は各自で手配すること。また、駐車スペースは確保していないので、必ず公共交通機関を利用すること。
- (5) 服装については、研修にふさわしいものであること。
- (6) 受講に係る服務上の手続きについては、各自で適正に行うこと。

普通免許状の取得方法について

ここに掲載しているのは、普通免許状の取得方法の一例です。所有する免許状や在職年数等で様々な取得方法があります。詳しくは、広島県教育委員会ホームページ「普通免許状の取得方法について」 (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/04file/04file-kyouin-menkyo-index.html>) を御覧ください。

○ 幼稚園教諭二種免許状を有する教員が、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（別表第3）

	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・領域に関する専門的事項	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
修得単位数	1 単位	7 単位		2 単位
内訳	1 単位	教育の基礎的理解に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
		1 単位以上	3 単位以上	

(注) この表は、幼稚園教諭二種免許状を取得後、幼稚園教員として12年(大卒の方は6年)良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

○ 小学校教諭二種免許状を有する教員が、小学校教諭一種免許状を取得する場合（別表第3）

	教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
修得単位数	1 単位	7 単位		2 単位
内訳	1 単位	教育の基礎理解に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
		1 単位以上	任意	3 単位以上

(注) この表は、小学校教諭二種免許状取得後、小学校教員として12年(大卒の方は6年)良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

○ 中学校教諭二種免許状を有する教員が、中学校教諭一種免許状を取得する場合（別表第3）

	教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目
修得単位数	3 単位	5 単位		2 単位
内訳	3 単位 ※取得教科の科目から3科目各1単位	教育の基礎理解に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
		1 単位以上	2 単位以上	

(注) この表は、中学校教諭二種免許状取得後、中学校教員として12年(大卒の方は6年)良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

- 中学校教諭専修または一種免許状を有する教員が、他の教科の中学校教諭一種免許状を取得する場合（別表第4）

	教科及び教科の指導法に関する科目	
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
修得 単位数	20 単位 ※取得教科の各科目について 1 単位以上	8 単位

- 中学校教諭普通免許状を有する教員が、他の教科の中学校教諭二種免許状を取得する場合（別表第4）

	教科及び教科の指導法に関する科目	
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
修得 単位数	10 単位 ※取得教科の各科目について 1 単位以上	3 単位

- 養護教諭二種免許状を有する教員が、養護教諭一種免許状を取得する場合（別表第6）

	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
修得 単位数	5 単位	3 単位	2 単位

（注） この表は、養護教諭二種免許状取得後、養護教員として5年良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

- 栄養教諭二種免許状を有する教員が、栄養教諭一種免許状を取得する場合（別表第6の2）

	管理栄養士学校指定規則別表 第一に掲げる教育内容に係る 科目	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解 に関する科目等
修得 単位数	5 単位	2 単位	3 単位

（注） この表は、栄養教諭二種免許状取得後、栄養教諭として9年良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

- 幼稚園教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状を有する教員が、小学校教諭二種免許状を取得する場合（別表第8）

有することを必要とする学校の免許状	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目			
		道徳の 理論及び 指導法	生徒指導 の理論 及び方法	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を 含む）の理論及び方法	進路指導及び キャリア教育の 理論及び方法
幼稚園教諭普通免許状	10 単位	1 単位	2 単位 ※ 全ての事項を修得		
中学校教諭普通免許状	10 単位	—	2 単位 ※ 全ての事項を修得		

（注） 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、5以上の教科の指導法（幼稚園教諭普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上修得する必要があります。

○ 小学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状を有する教員が、中学校教諭二種免許状を取得する場合（別表第8）

有することを必要とする学校の免許状	教科及び教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
小学校教諭普通免許状	10 単位 (注1)	2 単位	—	2 単位 ※ 全ての事項を修得			—
高等学校教諭普通免許状	—	2 単位	1 単位	2 単位 ※ 全ての事項を修得			4 単位 (注2)

(注1) 教科に関する科目は、取得する免許教科について単位を修得し、各科目について1単位以上、計10単位修得する必要があります。また、各教科の指導法は、取得する免許教科について修得する必要があります。

(注2) 国語、社会、理科、美術、技術の教科について取得する場合は、「大学が独自に設定する科目」として「教科に関する専門的事項」を修得する必要があります。（修得を必要とする「教科に関する科目」については、広島県教育委員会ホームページを御覧ください。）

○ 学校栄養職員（管理栄養士、栄養士（管理栄養士養成施設の課程修了））が栄養教諭一種免許状を取得する場合（附則第17項）

	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
修得単位数	2 単位	8 単位		
内訳	2 単位	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	栄養教育実習
		1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上

(注) この表は、基礎資格を取得後、学校栄養職員として3年良好な成績で勤務した場合の取得方法です。

○ 学校栄養職員（栄養士）が栄養教諭二種免許状を取得する場合（附則第17項）

	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
修得単位数	2 単位	6 単位		
内訳	2 単位	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	栄養教育実習
		1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上

(注) この表は、基礎資格を取得後、学校栄養職員として3年良好な成績で勤務した場合の取得方法です。